

「砂川市庁舎建設基本計画（案）」にお寄せいただいたご意見と砂川市の考え方

○意見募集期間 平成29年11月1日～平成29年11月30日

○意見提出者数：6人（個人6）

○意見提出数：9件（個人9、団体0）

○意見要旨及び意見に対する砂川市の考え方

※意見などについては原文の通りとしていますが、一部読みやすくするため修正などを行っています。

No	寄せられたご意見など	ご意見などに対する市の考え方
1	<p>第2章 新庁舎建設の検討経緯</p> <p>3. 建設位置</p> <p>砂川市庁舎建設基本計画が出来上がりつつありますが、自分として建設位置でガッカリしています。これから先、子どもが減少し、高齢化が進む中で、交通の不便さで図書館、公民館、ふれあいセンターなど利用する事は、これから先にもないでしょう。</p> <p>中心市街地の活性化として活用しやすい所「パーラーランド周辺」に建設を望みます。高齢者として、運転免許証を返納しようにも、バス停もなければ、施設まで行くことが難しくなります。</p> <p>高齢者の足も考えてください。お金がないから出来ないでは、困ります。国道沿いに施設を希望します。</p> <p>「中心市街地の活性化」を求める中で、庁舎建設事業を契機とし、新庁舎を街の表側に建てることで、その役割が大きくなると思います。現役世代が将来を見据えた準備をする必要があると思います。孫世代以降が失望しなくてすむ活性化の中心部に建設を望みます。</p> <p>共生社会を語るフォーラムやシンポジウム、トークショーなど憩いの場所にも駅や中央バス停留所や地域交流センターゆうにも近くて子どもや高齢者の足にも便利でしょう。</p> <p>国道も無電柱化工事を行っていることもありますし、新庁舎は国道に近く、砂川市のシンボルとして活躍してほしいです。</p> <p>新庁舎配置がA～C案に決まるのであれば、中央バス停留所の移動を考えてください。</p>	<p>新庁舎の建設場所につきましては、市内6ヶ所の候補地を選定し、「防災性」「市民の利便性」「地域の活性化」「事業の経済性」などの総合評価や「まちなかへの立地が望ましい」「高層化せずに建設できる敷地が望ましい」「まちの活性化との連携・連動が重要」「建設スケジュールの遅延を避ける」といった視点をもとに総合的に判断し、市民アンケートや庁舎建設検討審議会による審議を経て、公民館前に決定したところであります。</p> <p>本基本計画において、市民交流スペースや周辺施設との連携などに関して、庁舎建設検討審議会や市民ワークショップなどを複数回にわたって開催し、市民の皆さんのご意見をお聞きしながら整備方針を定めており、まちなか施設の有効利用や機能連携、機能分担などを検討していくこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>新庁舎建設に伴うバス停留所の移動につきましては、現庁舎の敷地周辺に建替え予定であるため、現時点においてバス停留所の移動および新設の考えはありませんが、砂川市が実施している予約型乗合タクシーの停留所として、公民館前や市立病院前などを設定し、運行しているところですので、ご意見のありました高齢者などにもご利用いただくことで交通の不便さを解消いただけるのではないかと考えております。</p>

No	寄せられたご意見など	ご意見などに対する市の考え方
2	<p>第4章 新庁舎の導入機能</p> <p>3. 水害対策機能</p> <p>「内水が溢れても5m以上はない。しばらくすると水も引く。それ以上などはないだろう。対策本部を他の総合体育館などに移す事もある。」という説明がなされたが、市役所としての機能は停滞できないので、3階以上で最低限の業務をする必要がある。</p> <p>対策本部も極力そのままできるのか。</p> <p>本部を移す場合のシミュレーションはできているのか。</p> <p>市民からの電話対応のため回線確保は必須ではないか。</p> <p>本部が移動した時の周知は？</p> <p>※「現在の南側病院駐車場から南や北側に、新庁舎から堤防を使って移動できる出入り口と道路・駐車場を緊急用に確保すべきである。」の案について、再度検討をお願いしたい。</p>	<p>水害対策につきましては、2段階の対応を考えており、第1段階として内水氾濫による0.5～0.6m程度の浸水を想定し、その2倍強の1.5m程度まで盛り土し、敷地を高くすることで浸水への対応を図るとともに、計画地への接続通路を現庁舎より1.5m程度高い位置に整備することで、内水氾濫時でも市街地方面等への移動経路を確保してまいります。</p> <p>また、オアシスパークの管理通路等の利用については、河川の水位等により危険な場合もあることから、今後、十分な検討が必要になります。</p> <p>第2段階として、石狩川の氾濫などにより5m程度までの浸水があった場合（新庁舎の1階の天井高2/3程度の浸水）を想定しており、災害対策を行う会議室や設備などを上階に設置し、電話や電力設備等の系統を1階と分離するなど、上階で庁舎機能が確保できるよう整備いたします。</p> <p>対策本部の移転につきましては、石狩川の氾濫などにより庁舎への出入りが困難になると想定された場合に行います。そのような場合、石狩川や空知川等の上流の水位から砂川市への到達時刻が予測できるため、時間的余裕があり、この間に、電話対応等ができるように少人数の連絡職員を市庁舎に残し、その他の災害対策に必要な人員、車両等を移動し、災害対策本部を他の公共施設に移転することが可能であると考えております。また、本部移転の際の周知につきましては、移転先の災害対策本部を拠点とし、広報車等で周知することとしています。</p>
3	<p>第4章 新庁舎の導入機能</p> <p>4. ユニバーサルデザイン機能</p> <p>高齢者、ろう、盲等の弱者の方々が、気兼ねなく利用できる環境を整えてほしい。（これらの方々の意見を聞く等）</p> <p>市民の思いの詰まった建物、ディズニーランドのキャストに負けない職員対応の砂川市役所となってほしいです。</p>	<p>庁舎建設の基本方針3において、「すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインが図られた庁舎」と定め、ユニバーサルデザイン機能を導入することとしております。音声・音響情報、触知情報などの設備機能を含めた、わかりやすい案内サインやエレベーター、多目的トイレの設置など市民が利用しやすい庁舎としてまいります。</p> <p>また、職員の接遇についても、市民の視点に立った人の温かみを感じられる対応を徹底してまいります。</p>

No	寄せられたご意見など	ご意見などに対する市の考え方
4	<p>第4章 新庁舎の導入機能</p> <p>6. 環境負荷の低減</p> <p>国内林業発展のため、国産材活用の改革が進められています。</p> <p>今後の道産材の活用につながる様、木材を多用した設計としていただきたいと思います。</p> <p>上階には、遊水池が望めるラウンジ等があると良いと思います。</p>	<p>木材の利用につきましては、「砂川市地域材利用推進方針」に基づき、内装などへの利用を検討することとしております。なお、事業費抑制の観点から木材利用の範囲を限定し、議場や応接室、1階待合スペースの椅子などに使用することを検討しております。</p> <p>また、上階に周辺の自然環境を活かした砂川らしい眺望を楽しめるようなスペースの設置を検討してまいります。</p>
5	<p>第4章 新庁舎の導入機能</p> <p>9. フリー（交流）スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリー（交流）スペースは、1階が望ましいのではないのでしょうか。 ・パーク、緑地部分がなくなるので、是非、眺望を楽しめるスペースを設けて欲しい。 	<p>フリー（交流）スペースについては、1階に配置することで検討しています。また、1階のスペースとは別に上層階にオアシスパークなどが眺望できるスペースの設置も検討しております。</p>
6	<p>第4章 新庁舎の導入機能</p> <p>9. 情報発信・フリー（交流）スペース</p> <p>情報発信はある程度良いとしても、フリー（交流）スペースは、現公民館・図書館入り口付近を拡大して、現教育委員会の場所を活用する工夫を！</p> <p>※近場に幾つも似たようなスペースは不必要ではないか。</p>	<p>情報発信スペース及びフリー（交流）スペースの設置につきましては、隣接する公民館・図書館との連携かつ機能分担をしながら、効率の良い施設整備を検討してまいります。</p>
7	<p>第4章 新庁舎の導入機能</p> <p>9. フリー（交流）スペース</p> <p>役所内に欲しいものは、食堂（低料金）・談話室（自販機付）・簡易写真館（パスポート用等）</p>	<p>市役所内の食堂につきましては、現在、職員の福利厚生施設として設置・運営し、外部委託により提供しておりますが、近年の利用者の減少などの理由から設置しないこととしております。また、フリー（交流）スペースには、自販機やATMなど来庁者の利便施設として設置することとしております。証明写真機につきましては、設置する予定はありませんが、今後、導入の必要性や費用・効果などについて調査・研究してまいります。</p>
8	<p>第5章 施設計画</p> <p>賛成です。必要不可欠なものであり、なお一層効率化を検討願いたいと考えます。</p>	<p>施設の効率化につきましては、執務空間の効率化や多機能化、庁舎面積のコンパクト化や効率化に向けた方策を検討し、設計を行ってまいります。</p>

No	寄せられたご意見など	ご意見などに対する市の考え方
9	<p>その他</p> <p>きちんとして欲しいものは、福利厚生での職員用の休憩室等は良いが、職員組合用の部屋等は賃貸関係を明確にすること。</p>	<p>職員組合など市庁舎の使用許可は、毎年、行政財産の使用許可申請書により、使用目的・使用方法などから判断し、許可をしているところがあります。</p>